

第10回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成19年2月13日（火）13：30～17：00

2. 開催場所：（社）日本電気協会 4階 C会議室

3. 参加者 （順不同、敬称略）

委員：芹澤（東京電力）、岩崎（関西電力）、早川（北海道電力）、笈田（北陸電力）、田尻（九州電力）、福田（日本原電） （計6名）

委員代理者：三木（東北電力・飯塚）、井上（中部電力・霜垣）、田中（中国電力・森脇）、門田（四国電力・長尾） （計4名）

オブザーバ：櫻原（原子力安全委員会事務局）、三浦（電源開発） （計2名）

事務局：大東、長谷川（日本電気協会） （計2名）

4. 配付資料

資料 10-1 運転・保守分科会 防災対策指針検討会 委員名簿

資料 10-2 第9回防災対策指針検討会 議事録（案）

資料 10-3 第10回運転・保守分科会議事録（案）

資料 10-4 JEAG-4102「原子力発電所の緊急時対策指針」のコード化について（案）

資料 10-5 原子力発電所の緊急時対策指針 JEAG-4102-200X 記載要求事項対比表（作成中案）

資料 10-5-1 記載要求事項対比表（E:原子力防災に関する国際的規格の要求事項 NUREG-0696）

資料 10-6 原子力発電所の緊急時対策指針 JEAG-4102-200X 要求基準対比表の検討表（作成中案）

資料 10-6-1 要求基準対比表の検討表（E:原子力防災に関する国際的規格の要求事項 NUREG-0696）

資料 10-7 原子力発電所の緊急時対策指針（本文案）JEAG4102-200X

資料 10-8 JEAG4102 200X 解説（案）

資料 10-9 原子力規格委員会 運転保守分科会 活動計画（平成19年度）（案）

参考資料1 第18回基本方針策定タスク議事録（案）

参考資料2 防災対策指針 原子力安全・保安院への説明

5. 議事

（1）会議定足数の確認について

委員総数10名に対して本日の出席委員数は、代理委員も含めて10名で検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

（2）代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

事務局より、上記代理参加者及びオブザーバ参加者を紹介し、芹澤主査より会議参加が承認された。

（3）前回議事録（案）の承認

事務局より、資料9-2に基づき、前回の検討会議事録（案）が紹介され、本内容で承

認された。

(4) 第10回運転・保守分科会議事録(案)、第18回基本方針策定タスク議事録(案)及び第23回原子力規格委員会議事の紹介の紹介

事務局より、資料10-3、参考資料1に基づき、第10回運転・保守分科会議事録(案)、第18回基本方針策定タスク議事録(案)及び第23回原子力規格委員会議事のうち、以下の紹介があった。

(第10回運転・保守分科会)

検討会委員変更の承認で、本検討会の北海道電力・奈良委員が退任され、早川様が委員として承認された。

(第18回基本方針策定タスク及び第23回原子力規格委員会)

基本方針策定タスクでは、規格体系の検討の他に、規格策定基本方針全体を見直ししていくこととなり、原子力規格委員会です承された。

(5) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討

1) JEAG4102のコード化の検討

岩崎副主査より、資料10-4に基づき、JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」(以下、本指針)のコード化に当たっての問題点抽出を含めた説明があった。これを受けて、各委員からは以下の意見が出された。

- ・ 原子力災害特別措置法(以下、原災法)では、防資機材の仕様などはかなり詳細に規定されているので、敢えてコード化する必要はない。
- ・ 地域防災計画の性格上、防災基本計画に抵触しない範囲で独自で設定した基準であることから、コードという位置づけにはなり得ない。
- ・ 地域防災計画は各自治体との協議により、毎年見直しされることもあることから共通性を持たせたコード化は難しい。
- ・ 原災法には、緊急時には何をすることが明記されていないので、この点を指針として明記しておくことでよいのではないかと。

議論の結果、本指針の位置づけとしては、事業者が防災業務計画を作成・修正していく上でのガイダンスであることを明確にして、指針(ガイド)のままで改定していくことで原子力安全・保安院 防災課の意見も参考にして、次回運転・保守分科会に報告することが了承された。

2) 記載要求事項対比表及び検討表の検討

各委員及び委員代理より、資料10-5、10-5-1、10-6、10-6-1に基づき、前回検討できなかった項目(基本計画、国際的規格)及び再検討された項目(規格策定基本方針、法令、国内規格)の検討状況の説明があった。

議論の結果、本日の検討結果についてはこれまでの本指針改定本文案及び解説案に反映することが了承された。なお、記載理由が空欄の項目については、次回再提示することとした。

主な意見・質疑は以下のとおり。

- a. 電気協会の規格策定基本方針にある「JIS 規格等著作物を引用する場合は権者の許可を得て使用する」の扱いはどうなのか。

他の著作物は転載許可が必要であるが、JIS 規格については他の規格の記載状況も含めて事務局で確認する。現状の原案作成段階では規格への引用を明記しておいて、最終案の段階で許可が必要な場合は手続きをとることとする。

- b. 原子力安全委員会(以下、原安委)の指針で通報様式が削除されたことを受けて、解説に入れる様式はどんなものにすべきか。

原安委指針の様式を簡略化したものか、現行のものか、検討する。

- c. 緊急時の組織及び要員で、「直ちに…」の記載は解説に移行すべきか。

電事連防災検討委員会で「呼び出し対応」で確認されている。

- d. 緊急時応急対策等の「実効線量 15 ミリシーベルト」の記載は、解説もしくは参考に移行すべきか。

引き続き検討する。

- e. 「原子力災害時のメンタルヘルス対策」は、「5.2.1(3)緊急時対策要員の健康管理等」に記載すべきか。

記載の整合性がとれていないため、記載する方向で検討する。

- f. 緊急時対策所は省令 62 号の要求事項には当たらないという解釈か。

本指針は防災設備の設計・製作を意図したものでないため、省令 62 号の要求があることを、表現として本文に入れる方向で検討する。

- g. 国際的規格 (NUREG0654,0696) は要求事項が詳細まで及んでいるが、どこまで指針に反映すべきか。

適合性を調査したが、細部事項は国情が異なるため、本指針への反映としては基本的事項が記載されていることで満足できていると解釈し、詳細に記載することはないのではないかと。

3) 本文案・解説案の検討

また、岩崎副主査より、資料 10-7, 10-8 に基づき、記載要求事項検討表の一部を反映した本文案及び解説案の説明があった。

前回の本文案からの主な改定内容は以下のとおり。

- ・ 関係指針類のうち、防災資機材仕様を解説に移行したため、本文から JIS 規格を削除した。
- ・ 「3.原子力災害予防対策」「4.緊急事態応急対策等」「5.原子力災害事後対策」の各小項目に記載されていた「目的」を削除して、各大項目にまとめて「目的」として記載した。
- ・ 3.6 放射線測定設備に、原災法の要求事項を記載した。
- ・ 3.9 原子力災害対策活動に使用する施設及び設備に、省令 62 号の設備設計基準を記載した。
- ・ 用語で「情報連絡」と「通報連絡」を明確にした。

前回の解説案からの主な改定内容は以下のとおり。

- ・ 【解説 3.8 原子力災害対策活動に使用する施設及び設備】で、気象観測設備及び応急処置施設の記載を修正した。
- ・ 【解説 4.3 原子力防災組織の要員の放射線防護】、【5. 原子力災害事後対策】の項目を追加した。
- ・ 項目名称の変更、対応事項の追加

議論の結果、本日の記載要求事項対比表及び検討表の検討結果を含めて、これまでの本指針改定本文案及び解説案に反映することとした。本文案及び解説案の原案を岩崎副主査より各委員に配信し、2月22日(木)までに本文案の反映版を芹澤主査及び岩崎副主査に送付することとした。解説案の反映版については次回検討会前までに芹澤主査及び岩崎副主査に送付することとした。

主な意見は以下のとおり。

- a. 法令を引用している「...しなければならない」という表現は指針であることから、強制事項とせず「...する」という記載にする。
- b. 解説は考え方を整理したものであり、図表はあくまでも例示である。例示を実施することですべての要求事項を満足するものではない。

(6) 平成19年度活動計画(案)の審議

芹澤主査より、資料10-9に基づき、平成18年度の活動実績と中長期計画を含む平成19年度の活動計画(案)の説明があった。

改定理由を一部修正し、平成18年度活動実績は本指針改定原案作成の他、「関係法令・規格等からの要求事項との整合性」を追加した。平成19年度活動計画(案)については、原災法、原安委指針改正状況を踏まえ、平成19年度中に改定案を原子力規格委員会に上程する予定。

議論の結果、平成19年度活動計画(案)を次回運転・保守分科会に諮ることについて、挙手による採決を行い、委員全員の賛成で可決された。

(7) その他

- 1) 芹澤主査より、参考資料2に基づき、2月9日(金)に原子力安全・保安院 防災課 担当官に本指針の改定状況を説明した旨、報告があった。担当官からコメントのあった、環境モニタリング指針及び緊急時モニタリング指針から本指針への反映の可否検討は、笈田委員及び田中委員代理が検討することとした。担当官には次回の本検討会にオブザーバ参加の了解をいただいたので、本日の議論を反映した本指針改定案(本文のみ)を今月末に提示して、検討会で意見を伺う予定。
- 2) 次回検討会は、3月5日(月)13:30から関西電力・東京支社会議室で行うこととした。議題は本指針改定案(本文、解説)の検討を予定。

以上